

5 国家公務員 2年連続でボーナス引き下げを勧告 ——人事院

人事院（川本裕子総裁）は8月10日、国家公務員の特別給（ボーナス）の水準について、0.15カ月分引き下げよう、国会と内閣に対して勧告した。ボーナスの引き下げ勧告は2年連続。下げ幅は昨年の0.05カ月上回っており、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響がうかがえる。

ボーナスは4.30カ月に

人事院は、ボーナスに関する調査を約1万1,800の民間事業所を対象に実施。民間事業所の昨年8月から今年7月までのボーナスの支給月数と国家公務員のボーナス支給月数を比較した。

その結果、国家公務員の支給割合は4.45カ月となり、民間の4.32カ月上回ったため、人事院はボーナスの年間支給月数について、現行の4.45カ月から0.15カ月引き下げ、4.30カ月にしよう勧告した。なお、指定職俸給表適用職員、再任用職員、任期付研究員および特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げる。

今年のボーナスは6月にすでに、期末手当部分として1.275カ月、勤勉手当部分として0.95カ月が支払われていることから、12月のボーナスの期末手当部分を現行より0.15カ月少ない1.125カ月とし、勤勉手当部分を0.95カ月とする。来年度以降は、6月、12月それぞれ、期末手当部分が1.20カ月、勤勉手当部分が0.95カ月となる。

国家公務員のボーナスは2年連続の引き下げ勧告となり、下げ幅は昨年の0.05カ月上回る。

月例給は改定なし

月例給は、国家公務員と民間の従業員（約45万人分）の4月分の給与を調査し、比較したところ、民間給与が公務の給与を平均19円（0.00%）下回っており、較差が極めて小さいことから改定はなしとした。

俸給表の改定は法律の公布日に実施する。

非常勤職員への給与支給にも言及

勧告ではこのほか、非常勤職員への給与の支給について、今年7月に、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正していることから、早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導する、としている。

また、育児休業制度の改正にあわせて期末手当・勤勉手当の取り扱いについて、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行うとともに、あわせて、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定にあたり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないことを提示している。

テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応としては、公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、すでに在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究を進める、とした。

昇格や昇給等の基準を整備

今後の給与制度見直しに向けた検討では、定年の段階的引き上げなどを盛

り込む「国家公務員法等の一部を改正する法律」（2021年6月11日公布）の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇級等の基準の整備を始めとして、順次取り組む、とした。

「真摯に取り組む公務員に敬意」（川本総裁）

人事院の川本総裁は同日の談話で、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模な自然災害への対応など、「困難な業務に対し誇りを持って真摯に取り組んでいる公務員各位に対し、心からの敬意を表す」と述べる一方、「公務に対する国民の信頼を損なうような事態が相次いでいることは極めて遺憾」として、特に幹部職員に国民全体の奉仕者としての強い自覚を求めている。

「職場の要求に十分にこたえず、強く抗議」（連合公務）

連合の公務関係労組でつくる公務員労組連絡会は10日、秋山正臣事務局長の談話で、「国民のいのちとくらしを守るため、非常事態のもとで働いている公務労働者の賃上げに対する期待に背き、生活や現場実態が反映されなかった。また、職場の切実な要求に対し十分にこたえておらず、強く抗議する」などとコメントした。

全労連は黒沢幸一・事務局長談話で「公務員賃金の削減は、公務員準拠の職場にとどまらず、来春闘にも冷や水を浴びせるものであり、容認できない」などとしている。（調査部）